

【議院運営委員会】

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第9号）要旨

本案は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い国会議員の秘書の給料の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国会議員の秘書の全給料月額を改定すること。
- 二 令和5年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三 令和6年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、三は、令和6年4月1日から施行すること。
- 五 一は、令和5年4月1日から適用すること。